

国立大学法人東京外国語大学総合戦略会議国際マネジメント・オフィス 留学部会設置要項

〔令和 2年 3月31日〕
規則第 43 号

（設置）

第1条 国立大学法人東京外国語大学総合戦略会議に置く機能別オフィスに関する規程（平成27年規則第67号）第3条第2項に基づき、国際マネジメント・オフィス（以下「オフィス」という。）に、留学部会（以下「部会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 部会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 日本人学生の留学に関すること。
- (2) 入学試験委員会に係る事項を除く、外国人留学生の受入に関すること。
- (3) 外国人留学生の教育及び指導に関すること。
- (4) 外国人留学生の福利厚生に関すること。
- (5) その他学生の国際交流に関すること。

（組織）

第3条 部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。

- (1) オフィス長
- (2) オフィス長が指名する学長特別補佐1名
- (3) 大学院総合国際学研究科長が指名する副研究科長1名
- (4) 言語文化学部長が指名する副学部長又は学部長補佐1名
- (5) 国際社会学部長が指名する副学部長又は学部長補佐1名
- (6) 国際日本学部長が指名する副学部長又は学部長補佐1名
- (7) 大学院総合国際学研究科教授会から選出された者2名
- (8) 言語文化学部教授会から選出された者2名
- (9) 国際社会学部教授会から選出された者2名
- (10) 国際日本学部教授会から選出された者1名
- (11) 留学生課長
- (12) 留学支援共同利用センター留学支援コーディネーター
- (13) その他、オフィス長が指名する者

（任期）

第4条 前条第7号から第10号の部会員の任期は2年とし、引き続き再任しないものとする。

2 前条第7号から第9号の部会員は、毎年各半数が交替する。

3 部会員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会長）

第5条 部会に、部会長を置き、第3条第1号に掲げる部会員をもって充てる。

2 部会長は、会議を招集し、その議長となる。

3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 部会は、部会員の過半数の出席がなければ議事を開くことはできない。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 部会は、必要に応じ部会員以外の者を出席させ意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 部会に、専門的な事項を検討するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(庶務)

第8条 部会に関する庶務は、関係課等の協力を得て、留学生課において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

1 この要項は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要項施行後、最初に選出される第3条第3号から第10号に規定する部会員は、令和2年3月31日において東京外国語大学学部・大学院留学生委員会規程（平成8年4月1日制定）第2条第2号から第9号の規定により選出された委員を充て、その任期は、第4条の規定にかかわらず、それぞれの残任期間とする。